

平成 25 年度公共事業評価対象事業（追加評価）に係る
 県の対応方針について

平成 26 年 1 月 31 日に福島県公共事業評価委員会から知事へ意見具申があった平成 25 年度公共事業評価対象事業（追加評価）について、県の対応方針等を以下のとおり決定しました。

1 公共事業評価委員会の提言・県の対応方針

評価対象事業		評価委員会の提言		県の対応方針	
土木部	工業用地 埋立造成事業 【相馬港4号 ふ頭地区】	事業 着手	(付帯意見無し)	事業 着手	—
総務部	警察本部庁舎 整備事業 【福島県警察 本部庁舎】	事業 継続	福島県総合計画を踏まえ、再生可能エネルギーの利活用を推進し施設の運用コスト削減に資するなど、持続的に発展可能な社会づくりに向けた県の取組姿勢が見えるような庁舎整備を検討すること。	事業 継続	警察本部庁舎の整備においては、再生可能エネルギーの利活用による運用コストの削減に努めるとともに、県の取組姿勢が見えるような施設整備を検討します。

※参考) 審議経過

月 日	経 緯
1 月 17 日	第 4 回福島県公共事業評価委員会（詳細審議・意見とりまとめ）
1 月 31 日	公共事業評価委員会から知事への意見具申

2 問い合わせ先

福島県企画調整部復興・総合計画課（福島県公共事業評価委員会事務局）

（担当：企画調整部復興・総合計画課 電話：024-521-7922

総務部施設管理課 電話：024-521-8631

土木部港湾課 電話：024-521-7498）